

基礎ぐい工事企業の施工能力等の見える化評価実施規程

令和3年3月19日

専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度に関する告示（令和2年国土交通省告示第498号）及び専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度に関するガイドライン（令和2年3月31日）に基づき、基礎ぐい専門工事企業の施工能力等の見える化評価実施規程を以下のとおり定める。

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、一般社団法人全国基礎工事業団体連合会及び一般社団法人日本基礎建設協会（以下「連合会及び協会」という。）が、専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度に関する告示（以下「告示」という。）及び専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、国土交通大臣の認定を受けた基礎ぐい専門工事企業の施工能力等の見える化評価基準（以下「評価基準」という。）に従って実施する基礎ぐい専門工事企業の施工能力等の見える化評価事務（以下「評価事務」という。）に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この規程において、「評価」とは、連合会及び協会が評価基準に従って実施する見える化評価をいう。

（評価事務実施の基本方針）

第3条 評価事務は、この規程により、厳正、確実かつ公正に実施する。

（評価事務を行う時間及び休日）

第4条 評価事務を行う時間は、休日を除き、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の休日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日・日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月4日までの日（(2)に掲げる日を除く）
- (4) 連合会会長及び協会会長（以下「会長」という。）の定める日

(評価事務を行う事務所)

第5条 評価事務を行う事務所は、以下のとおりとする。

事務所 一般社団法人全国基礎工事業団体連合会

所在地 東京都江戸川区平井5丁目10番12号

事務所 一般社団法人日本基礎建設協会

所在地 東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目8番12号

第2章 評価の申請

(評価の実施)

第6条 連合会及び協会は、評価を受けようとする者の申請により、評価を行う。

(申請の受付開始時期)

第7条 評価の申請は、令和3年5月1日より受け付けることとする。

(申請者の要件)

第8条 評価の申請は、建設キャリアアップシステムの事業者登録を行った基礎ぐい専門工事企業等を対象とする。なお、建設キャリアアップシステムの技能者登録を行った建設技能者が所属せず、自らが直接、建設工事の施工を行わない元請企業及び下請企業については、原則、見える化評価制度の対象としないものとする。

(評価の申請)

第9条 評価を受けようとする基礎ぐい専門工事企業等は、見える化評価申請書(別記様式1)の書類に必要事項を記入の上、連合会又は協会にこれを提出するものとする。

(評価申請の受理)

第10条 連合会及び協会は、評価の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するものを受理する。

- (1) 見える化評価申請書に必要な事項が記載されていること
- (2) 評価の申請に係る専門工事企業等(以下「申請者」という。)が第8条の規定に適合していること

2 連合会及び協会は、申請の内容に不備を認めるときは、補正させた後、受理するものとする。

3 連合会及び協会は、前2項により、評価の申請を受理したときは、申請者名簿を作成する。

第3章 評価の実施

(評価の実施開始時期)

第11条 評価は、令和3年5月1日より実施することとする。

(実施期間及び実施場所)

第12条 評価の実施期間及び実施場所は、原則として、次のとおりとする。

(1) 評価事務の実施期間 原則として第4条に定める休日を除き、一年を通じて実施するものとする。

(2) 評価の実施場所 一般社団法人全国基礎工事業団体連合会
一般社団法人日本基礎建設協会

(評価実施の公告)

第13条 評価の実施期間、実施場所その他評価の実施に関し必要な事項は、あらかじめ連合会及び協会のホームページ等により公告する。

(評価の実施)

第14条 評価は、評価基準及びこの規程に基づき実施する。

2 連合会及び協会は、評価基準に定める評価に適合しているかどうかの確認を行い、適合している場合には、適合する評価を認定する。

第4章 評価の結果の通知等

(評価結果の通知)

第15条 連合会及び協会は、評価の結果を、申請を行った者に対して通知する。

(評価結果の有効期限)

第16条 評価結果の有効期限は評価日より一年間とする。

第5章 評価の結果の公表

(評価結果の公表)

第17条 連合会及び協会は、評価の結果を、連合会及び協会のホームページ等において公表するとともに、国土交通省に対して、通知する。

第6章 評価手数料

(評価手数料)

第18条 評価実施に係る手数料の金額は10,000円(税込)とする。

(評価手数料の収納)

第19条 評価手数料の収納に関する事項は別途定める。

第7章 雑則

(不正行為に対する措置)

第20条 両会長は、申請者が不正な方法によって評価を受けたことが明らかになったと認める場合には、当該評価の結果を取り消し、申請を行った者及び国土交通省に通知する。

(秘密の保持)

第21条 評価事務に携わった者は、評価事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(帳簿及び書類の保存)

第22条 評価事務に関わる保存すべき帳簿及び書類は、保存期間を定めて、適正な方法により連合会及び協会で保存しなければならない。

(帳簿及び書類の保存期間)

第23条 評価事務に関わる帳簿及び書類の保存期間は、評価を実施した日から5年とする。

2 前項の帳簿等は、確実かつ秘密の漏れることのない方法により保存するものとする。

3 保存期間経過後の帳簿は、復元することができない方法により破棄するものとする。

(評価事務の細目)

第 24 条 この規程に定めるもののほか、評価事務の実施に必要な細目は、両
会長が別に定める。

年度 基礎ぐい専門工事企業施工能力等の見える化評価申請書 (No 1)

フリガナ		フリガナ	
会社名		代表者	
所在地	〒	TEL	
		事業者ID	— —

1. 基礎情報の評価内容

建設業の許可番号		許可業種	
許可取得年月日		建設業の許可年数	年間
資本金	万円	完成工事高 (年間売上高)	百万円
直近2年間の最大請負工事金額上位3件	① 百万円 ② 百万円 ③ 百万円		
加入団体		主な取引先	

2. 施工能力の評価内容

建設キャリアアップカードの保有者数	L4 人	L3 人	L2 人	L1 人	計 人							
建設キャリアアップカードL3以上の保有者率 (L3以上の保有者/工務合計人数)	$\frac{\text{L3以上の保有者}}{\text{工務合計人数}} \times 100 = \quad \%$											
常用雇用者年齢構成												
	事務部門						現場工務部門					
	総務		経理		合計		営業		工務		合計	
	人数	平均在職年数	人数	平均在職年数	人数	平均在職年数	人数	平均在職年数	人数	平均在職年数	人数	平均在職年数
20才未満	男											
	女											
20歳以上 30才未満	男											
	女											
30歳以上 50才未満	男											
	女											
50歳以上 65才未満	男											
	女											
65才以上	男											
	女											
小計												
計 (事務部門+現場工務部門)												
役員数		人										
合計		人										
現場部門工務人数に対する30才未満の割合 (30才未満の工務人数/現場工務全人数)						$\frac{\text{30才未満の工務人数}}{\text{現場工務全人数}} \times 100 = \quad \%$						
現場部門工務系の平均勤続年数						年						

国土交通省顕彰					
優秀施工者国土交通大臣顕彰「建設マスター」					人
青年優秀施工者不動産・建設経済局長顕彰「建設ジュニアマスター」					人
所有機械（基礎工事用機械）					
場所打ち杭用掘削機本体 （アースドリル工法、オールケーシング工法、リバース工法等）					台
各工法の付属作業装置 （拡底機械、スタンドパイプ、ケーシングチューブその他等）					台
その他建設機械 （補助クレーン、スライム処理機、バックホーその他工法機等）					台
主な工事实績表（12件以上は不要）					
番号	工事名	工期	発注者	提供工法	請負金額 （百万円）
1		年 月 年 月			
2		年 月 年 月			
3		年 月 年 月			
4		年 月 年 月			
5		年 月 年 月			
6		年 月 年 月			
7		年 月 年 月			
8		年 月 年 月			
9		年 月 年 月			
10		年 月 年 月			
11		年 月 年 月			
12		年 月 年 月			

3. コンプライアンスの評価内容

(No3)

不正行為に対する指名停止、営業停止処分の有無（直近2ヶ年）			有 ○		無 ○	
労働3保険の加入の有無	雇用保険		厚生年金		健康保険	
	有 ○ 無 ○		有 ○ 無 ○		有 ○ 無 ○	
事業者自らのコンプライアンス確保の取組み					有 ○ 無 ○	
労働条件（36協定）					有 ○ 無 ○	
教育訓練の実施	専門機関での教育訓練			有 ○ 無 ○		
	協会教育事業への参加			有 ○ 無 ○		
	社内教育事業			有 ○ 無 ○		
	元請教育事業への参加			有 ○ 無 ○		
	その他			有 ○ 無 ○		
安全成績（直近2ヶ年の災害件数）						
	死亡	休業1ヶ月以上 又は障害等級 14級以上	休業 4日以上	休業 4日未満	不 休	計
直近年度（1~12）	件	件	件	件	件	件
前年度（1~12）	件	件	件	件	件	件
職種別賃金			現場管理者	オペレータ	くい施工技能者	
	最小賃金（月額）		円	円	円	
	最大賃金（月額）		円	円	円	
	平均地銀（月額）		円	円	円	
勤務体系（週休制度）						
完全週休2日制又は年間変形労働時間制（40H/週）					有 ○ 無 ○	
月3回週休2日制					有 ○ 無 ○	
隔週週休2日制					有 ○ 無 ○	
月1回週休2日制					有 ○ 無 ○	

評価結果通知書

国土交通省認定 専門工事業の施工能力の見える化制度

申請者			
フリガナ		職種	
事業者名			
事業者ID	— —		

評価結果は以下のとおりとなります。

見える化評価の結果

見える化評価項目	評価の段階	評価項目
基礎情報		◇建設業許可の有無 ◇建設業許可年数 ◇資本金 ◇完成工事高 ◇団体加入
施工能力		◇建設キャリアアップカード保有者数 ◇能力評価レベル3以上の者の割合 ◇29歳以下の者の割合 ◇平均勤続年数 ◇国土交通大臣顕彰 ◇機械保有台数 ◇従業員数 ◇工事实績
コンプライアンス		◇処分歴 ◇社会保険加入状況(3保険) ◇コンプラ研修 ◇労働条件 ◇教育訓練 ◇安全成績 ◇職種別賃金 ◇勤務と週休制度

年 月 日

一般社団法人 日本基礎建設協会

会長 脇 雅史 印